

建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行

期日は、平成二十八年六月一日とすること。